

岡山市告示第 280 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 19 日岡山市告示第 266 号により指定した区域についてその一部を解除する。

平成 27 年 3 月 20 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
岡山市東区西大寺川口字大勢池 425 番 6 の一部 （別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
・テトラクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

